

生物多様なごや戦略実行計画の推進に係る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1 生物多様なごや戦略実行計画の推進にあたり、当該計画について、進捗状況を点検及び評価し、意見を聴取するため、生物多様なごや戦略実行計画の推進に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2 懇談会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから環境局環境企画部長（以下「部長」という。）が指名する。

- (1) 生物多様性に関し優れた識見を有する者
- (2) 生物多様性に関する活動を行っている者
- (3) 生物多様性に関与する市民団体、事業者団体、事業者等の代表者又は職員
- (4) その他、部長が必要と認めた者

(座長)

第3 懇談会の座長は、構成員のうちから部長が指名する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(会議の公開)

第4 懇談会の会議は、公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めるときは、懇談会に諮って公開しないことができる。

(謝金)

第5 構成員に支払う謝金は、出席1回につき11,700円とする。なお、懇談会へ出席できない場合、意見書等の提出をもって出席とみなすことができる。

(関係者の出席)

第6 懇談会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、環境局環境企画部環境企画課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月13日から施行する。